

立地適正化計画

災害ハザード区域の住民は？

建設部長 安全に住み続けられるための
手立てをとる

ふたみ議員 昨年2月、都市再生特別措置法や都市計画法が改正されました。自然災害への対応としてコンパクトシティ＝市街地の縮小を進めなさいというものです。

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進がその柱です。府中町内にも災害ハザードエリア——急傾斜値崩壊危険区域や浸水想定区域などがあり、新たな開発が禁止されるとともにそこに住む人たちは移転するよう促されるわけです。

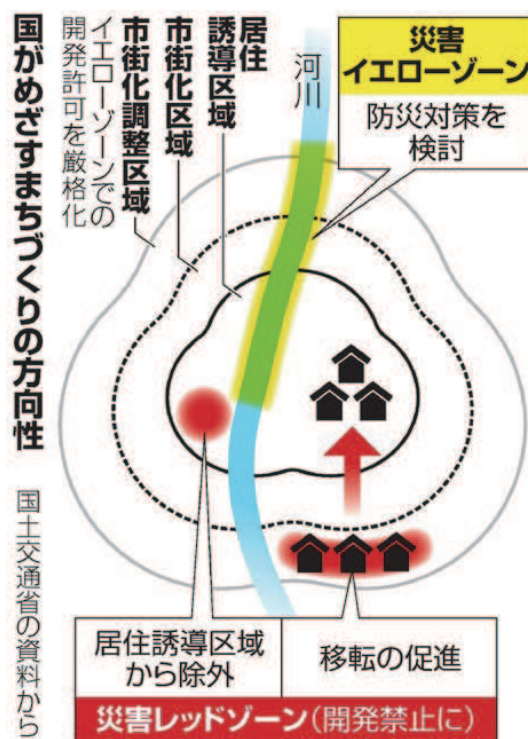
●地域まるごとの集団移転

立地適正化計画に基づき、「防災移転計画」を市町村は作らなければなりません。防災移転とは、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、それぞれの地域で合意をつくり、地域まるごとの集団移転を行うというものです。

そこで、伺います。

立地適正化計画において、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域に含まない、土砂災害警戒区域や浸水想定区域は原則として居住誘導区域に含まないとされます。

町内にも該当する区域があると思いますが、いったいどうなるのでしょうか。



◆建設部長 府中町が立地適正化計画を策定する場合、町の既成市街地の大半が人口密集区域となっており、国の示す災害ハザードのある区域から居住誘導区域への移転は難しいと考えております。

そのため、長期的には既成市街地の災害危険区域については、災害対策工事などにより、災害ハザードが解消した場合、居住誘導区域への編入が可能となるよう、また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や浸水想定区域については、町の既成市街地の広範囲を占めており、また、町の対策工事等により解消されるものではないため、居住誘導区域に含めた上で、防災指針等により、総合的な



ふたみ伸吾 議員

安全対策を進めていく方向で国、県と協議・調整を図りたいと考えています。

ふたみ議員 ただいまの答弁で「町の既成市街地の大半が人口密集区域となっており、国の示す災害ハザードのある区域から居住誘導区域への移転は難しい」という認識を示されました。

そして、既成市街地の災害危険区域については、災害対策工事などによって居住誘導区域になるように努力する、土砂災害警戒区域浸水想定区域については、居住誘導区域に含めたいという総合的な安全対策を進めていく、そういう方向で国、県と協議・調整を図りたいということでした。大変重要な答弁で、おおいに評価したいと思います。

国交省は、土砂災害特別警戒区域などを居住誘導区域から外すことを徹底するよう地方公共団体に対応を強く促す、と言っていますので、負けずに頑張ってください。

質問・答弁の全文は、ホームページ「二三四五通信」に掲載しています。



futamishingo.com

困っている人に優しい町へ

生理用品 学校はトイレ内に **設**置を

生理用品の無償配布

配布場所	6月	7月	計
本庁舎2F 福祉課	0	0	0
本庁舎2F 子育て支援課	1	13	14
福寿館 ネウボラふちゅう	5	4	9
くすのきプラザ 社会教育課	7	8	15
北交流センター2F ハッピーズ	7	5	12
南交流センター2F バンビーズ	11	7	18
小学校(5校)	1	0	1
中学校(2校)	1	1	2
計	33	38	71

※6月は14日～30日の計

経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある「生理の貧困」が全国的に問題となっています。町に取組みを求めたところ、6月14日から生理用品の無償配布を始めました(左の表)。

残念なのは、小中学校での配布がトイレ内ではなく、保健室に取りに来させるようになっていることです。生理が始まったばかりの児童生徒は「人に知られたくない」という思いが強く、困っていても「言えな



い」ことも多いようです。

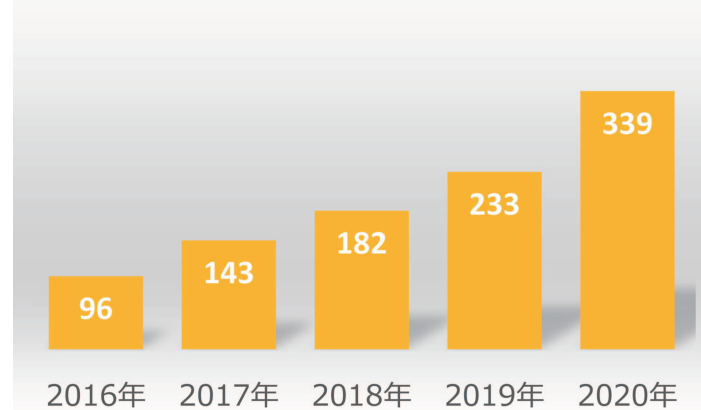
実際、この6、7月で小学校1、中学校2しか配布がありませんでした。写真にあるようにトイレ内に設置している自治体も少なくありません。府中町の小中学校でもトイレ内に設置するよう引き続き求めていきます。

増える子どもへの虐待

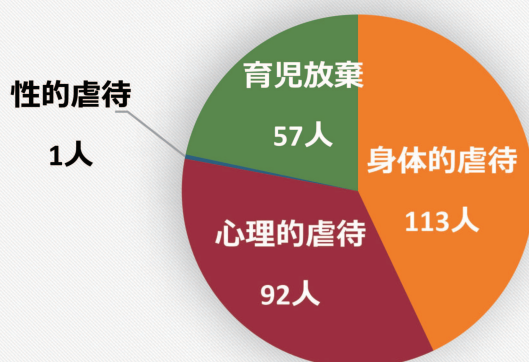
厚生委員会 (7月)

全国の児童虐待対応件数は19万3780件(2019年度)で過去最多を更新しました。府中町内における児童虐待の通告相談件数も全国と同様に年々増加する傾向にあります。

府中町 児童虐待通告相談件数



府中町 虐待の内容と人数 (2020年)



孤立世帯への働きかけを強める

虐待の発生や悪化の要因の一つとして「孤立世帯」が問題となっています。孤立世帯とは、「支援者がいない」「社会支援の利用がない」「介入を拒否する」などの家庭をいいます。特に傷病やメンタルヘルス問題によって就労が困難になっている場合が多く、状況に応じて各機関と連携した対応が必要となります。

対策として、養育支援訪問事業等を活用し家事支援を行います。しかし、生活状況が改善されない場合は、養育状況も改善されにくく、継続支援ケースが多くなっていることが課題です。(委員会での福祉保健部長の報告より)

生活なんでも相談



随時受け付けております。
遠慮なく、電話・メールを下さい。

ふたみ伸吾町議 携帯 080-6750-5432

メール shingo23futami@outlook.jp

自宅 宮の町2丁目2-26ヴィコロ宮の町102

